

資料提供	
令和6年12月24日	課名 人事課
	担当 東
直通	(082)513-2239
内線	2239

職員の処分について

処分年月日		令和6年12月24日
被処分者	所属	建設事務所
	役職	係長
	年齢	54歳
処分内容		停職1月
処分理由		<p>当該職員は、令和6年5月4日（土）午後2時30分頃、広島市南区のスーパーマーケットにおいて、食料品10点程度、約2,000円相当を窃取した。</p> <p>このことは、地方公務員法第33条に違反し、同法第29条第1項第1号及び第3号の規定に該当する。</p>

【地方公務員法第33条】

（信用失墜行為の禁止）

第33条 職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

【地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号】

（懲戒）

第29条 職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該職員に対し、懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。

- 一 この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれらに基づく条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合
- 二 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- 三 全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合